

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
包括的保存管理計画 改訂版
(素案)

2021 年 月

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画

目 次

第 1 章 計画の基本構成	1
1-1 計画の目的	2
1-2 基本理念と基本方針	2
1-3 計画策定の経緯	3
1-4 計画の構成	6
1-5 関連計画	7
1-6 計画の実施と見直し	7
第 2 章 資産の価値と現況	11
2-1 資産の顕著な普遍的価値	12
2-2 顕著な普遍的価値の属性	16
2-3 世界遺産委員会からの勧告	19
2-4 構成資産の現況	20
2-5 緩衝地帯の範囲と現況	35
第 3 章 資産に影響を与える要因	47
3-1 資産に影響を与える要因	48
3-2 開発圧力	49
3-2-1 開発圧力による影響	49
3-2-2 開発圧力への対応	51
3-3 環境圧力	53
3-3-1 環境圧力による影響	53
3-3-2 環境圧力への対応	54
3-4 自然災害	54
3-4-1 自然災害による影響	54
3-4-2 自然災害への対応	59
3-5 地域コミュニティ	63
3-5-1 地域コミュニティの役割	63
3-5-2 地域コミュニティの変化による影響と対応	63

3-6	来訪者	64
3-6-1	来訪者による影響	64
3-6-2	来訪者への対応	72
第 4 章 資産の保存管理		75
4-1	資産の保存管理方針	76
4-2	資産の保存管理方法	80
4-2-1	法的な保護措置	80
4-2-2	文化財保護の仕組み	80
4-2-3	緩衝地帯の管理方法	84
4-2-4	風力発電施設への対応	87
4-3	所有者、地域コミュニティの役割	89
第 5 章 遺産影響評価		105
5-1	遺産影響評価の概要	106
5-2	遺産影響評価の目的と実施主体	106
5-3	遺産影響評価の対象	108
5-4	遺産影響評価の手順と記載内容	110
5-5	世界遺産委員会への報告	113
第 6 章 公開、活用		117
6-1	基本方針	118
6-2	来訪の基本的な考え方	121
6-3	施策	126
6-3-1	資産の保護	126
6-3-2	円滑な来訪	126
6-3-3	価値の探求・発信	129
6-3-4	地域との協調	131
6-4	エリア別展開	132
6-4-1	沖ノ島エリア	132
6-4-2	大島エリア	134
6-4-3	辺津宮エリア	137
6-4-4	新原・奴山古墳群エリア	139
第 7 章 体制の整備、運営		141
7-1	保存管理・公開活用の体制	142

7-1-1	体制	142
7-1-2	財源の確保	145
7-1-3	専門的知識および研修	146
7-2	地域コミュニティの参画	147
7-2-1	行政と地域住民との連携	147
7-2-2	地域の人材育成および技術支援	147
第 8 章 経過観察		149
8-1	観察指標の設定と記録作成	150
8-2	負の影響を予防、除去するための対策	150
第 9 章 行動計画		153

第 1 章

計画の基本構成

本章では、計画の目的、策定の経緯等、本計画の基本的事項について示す。

- 1-1 計画の目的
- 1-2 基本理念と基本方針
- 1-3 計画策定の経緯
- 1-4 計画の構成
- 1-5 関連計画
- 1-6 計画の実施と見直し

1-1 計画の目的

世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（以下、「世界遺産条約」）に基づく世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」（以下、「本資産」）は、「神宿る島」を崇拜する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。また、宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮、新原・奴山古墳群の8つの構成資産群からなるシリアル・ノミネーション・サイト¹である。

この包括的保存管理計画は、顕著な普遍的価値²を有する本資産の保護および価値の更なる発見、深化、発信を通じて、本資産を人類共有の宝として将来世代へ継承すること、また本資産が持続可能な社会全体の幸福の実現に貢献³することを目的としている。そのため本計画では、本資産のステークホルダーや地域住民と一体となった資産の保存管理、公開、活用などを実現するため、本資産およびそれを取りまく地域に所在する自然や文化、人々に関わる多様で豊かな資源を総合的に捉え、本資産とその周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示した⁴。

1-2 基本理念と基本方針

本資産は、全体で一つの顕著な普遍的価値を持つことから、資産の顕著な普遍的価値に即した保存管理および公開活用を行う必要がある。そこで、本資産の保存管理および公開活用の基本理念を「沖ノ島を敬いながら受け継がれてきた人類共通の価値を守り、高め、広く、長く伝えていく」とし、基本方針を以下のように定めた。

¹ 複数の構成資産からなる世界遺産のこと。

² 英語（Outstanding Universal Value）の頭文字をとってOUVとも呼ばれる。顕著な普遍的価値（OUV）とは国家間の境界を越えた人類全体に共通した重要性をもつ文化的価値のことで、この価値をもつと評価されたものが世界遺産となる。本資産の顕著な普遍的価値は12～14ページ参照。

³ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された17の国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」には、世界の文化遺産に係る目標（11.4 世界の文化遺産および自然遺産の保護・保全の努力を強化する）も掲げられている。

⁴ 本計画の目的を定めるにあたって下記の資料を参照した。全ての資料はWEB上に公開されている。

- ・文化庁（2021）「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」
- ・第20回世界遺産条約締約国会議（2015）「Policy Document for the Integration of a Sustainable Development Perspective into the Processes of the World Heritage Convention」
- ・ICCROM（2015）「People Centered Approaches to the conservation of Cultural Heritage: Living Heritage」

■ 顕著な普遍的価値と伝統を守り伝える

本資産の顕著な普遍的価値とそれを長年守ってきた地域の伝統を、損なうことなく次世代に伝える。

■ 価値を継続的に高める

調査・研究、情報発信を継続して本資産の顕著な普遍的価値の向上や保全を図り、分かりやすく伝える。

■ 世界と交わる

本資産と関係の深い、アジアをはじめとする国内外の諸地域との学術的交流や観光等を通じた人的交流を促進する。

■ 地域一体で育む

沖ノ島、大島、九州本土にまたがる本資産とその周辺環境を、地域が一体となって育む。

1-3 計画策定の経緯

この包括的保存管理計画（以下、本計画）は、2016 年 1 月に策定した包括的保存管理計画を改訂したものである。本計画は、世界遺産委員会への定期報告⁵のタイミングにあわせて改訂することになっている。今回の改訂では、記載内容を現時点の情報に更新するとともに、世界遺産委員会決議による顕著な普遍的価値の変更や同決議に伴う勧告への対応を記載した。改訂に際しては「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下、「保存活用協議会」）の学術的諮問組織である「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議（以下、「専門家会議」）および同部会の指導・助言（図 1-1）のもと、保存活用協議会が地元関係者や行政関係者等の意見を集約した。なお、本計画は「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下、「作業指針」）⁶や関連する憲章や勧告をもとに策定した。また、本計画の基礎となる各構成資産の保存管理計画（保存活用計画）や宗像市・福津市の景観計画は、本資産の学識経験者や地域住民代表を含む委員会で審議し、住民説明会やパブリック・コメントを経て策定したものである。

⁵ 世界遺産条約第29条および世界遺産条約の履行に関する作業指針199項に基づき実施され、締約国の領域内に存在する世界遺産に関する保存状況および実施した立法措置、行政措置などについて報告するもの。定期報告は地域ごとに開始時期をずらしてとりまとめが行われ、アジア太平洋地域は2020～2021年に実施され、2022年の世界遺産委員会で審議されることが決定されている。

⁶ 「世界遺産条約履行のための作業指針」：世界遺産登録推薦の要件を解説した文書。本計画改訂時は2019 年 7 月版が最新。ユネスコ世界遺産委員会は、「作業指針」第 108 節において、推薦資産の顕著な普遍的価値を適切に保存管理していくための内容を明文化した管理計画の策定を求めている。

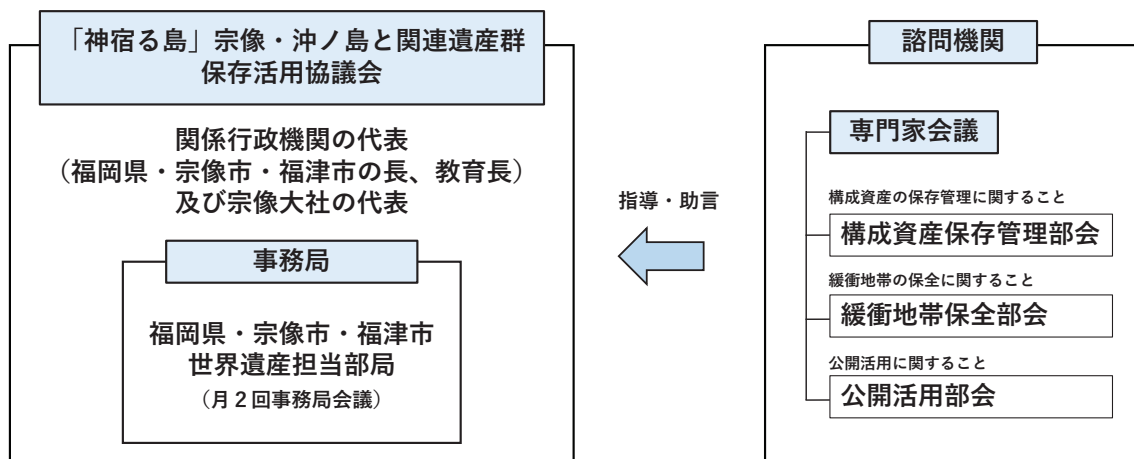


図 1-1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存活用体制

表 1-1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議 委員等一覧（1/2）

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議			
分 類	氏 名	専 門	所 属 等
委員長	西谷 正	考古学	海の道むなかた館館長 九州大学名誉教授
副委員長	佐藤 信	古代史	東京大学名誉教授
委 員	稲葉 信子	建築史 文化遺産保存	放送大学客員教授 ICCROM事務局長特別アドバイザー
	岡田 保良	建築史 都市史	国土館大学イラク古代文化研究所教授 日本イコモス国内委員会会長
	金田 章裕	歴史地理学	京都大学名誉教授 京都学・歴彩館館長
	杉本 正美	造園学	九州芸術工科大学名誉教授 神戸芸術工科大学名誉教授
	溝口 孝司	考古学	九州大学教授 日本イコモス国内委員会理事
	三輪 嘉六	考古学 文化財学	前九州国立博物館館長
構成資産保存管理部会			
分 類	氏 名	専 門	所 属 等
委員長	西谷 正	考古学	海の道むなかた館館長 九州大学名誉教授
委 員	河上 信行	建築史	河上建築事務所所長
	重藤 輝行	考古学	佐賀大学教授
	服部 英雄	中世史	熊本県立くまもと文学・歴史館長 九州大学名誉教授

表 1-2 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議 委員等一覧 (2/2)

緩衝地帯保全部会			
分 類	氏 名	専 門	所属等
委員長	杉本 正美	造園学	九州芸術工科大学名誉教授 神戸芸術工科大学名誉教授
委 員	金田 章裕	歴史地理学	京都大学名誉教授 京都学・歴史館館長
	大森 洋子	建築	久留米工業大学教授
	仲間 浩一	景観工学	一般社団法人 リージョナルインタープリテーション協会代表理事
	日高 圭一郎	都市計画	九州産業大学教授
公開・活用部会			
分 類	氏 名	専 門	所属等
委員長	佐藤 信	古代史	東京大学名誉教授
委 員	フंक・カロリン	観光地理学	広島大学教授
	溝口 孝司	考古学	九州大学教授 日本イコモス国内委員会理事
	三輪 嘉六	考古学、文化財学	前九州国立博物館館長
事務局	福岡県人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室 宗像市市民協働環境部世界遺産課 福津市教育部文化財課 宗教法人 宗像大社		

表 1-3 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議の開催状況

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議			
開催日		主な議題	
2020年	9月10日（木）	スケジュール・改訂の目的・第1章～第3章・OUVの属性と保存管理方針	
2021年	3月18日（木）	第1章～第9章	
構成資産保存管理部会・緩衝地帯保全部会・公開活用部会			
開催日		部会	主な議題
2020年	7月17日（金）	構成資産・緩衝地帯	スケジュール・改訂の目的・第1章～第3章
	11月6日（金）	構成資産・緩衝地帯	第4章～第5章
	12月25日（金）	構成資産・緩衝地帯	第6章～第9章
2021年	1月27日（水）	公開活用	第1章～第9章（主に第6章 公開、活用）

1-4 計画の構成

第1章「計画の基本構成」

本計画の目的、策定の経緯、本計画の構成、関連計画について。

第2章「資産の価値と現況」

本資産の顕著な普遍的価値、顕著な普遍的価値の属性、構成資産および緩衝地帯の概要および保存状況・公開状況について。

第3章「資産に影響を与える要因」

本資産に影響を及ぼす可能性のある潜在的脅威とその対策について。

第4章「資産の保存管理」

本資産の顕著な普遍的価値を保存管理するための法令・制度および各種計画、所有者・地域コミュニティによる保存管理について。

第5章「遺産影響評価」

開発等の行為者が遺産への影響を客観的な視点で評価し、その解決策について関係者間で合意形成するための手段である「遺産影響評価」の手法等について。

第6章「公開、活用」

本資産の顕著な普遍的価値を解説するための公開、活用について。

第7章「体制の整備、運営」

本計画の推進を担う体制の整備や外部組織との協力体制について。

第8章「経過観察」

経過観察の方法および負の影響を除去・軽減するための対策について。

第9章「行動計画」

将来にわたって実施すべき具体的な施策について。

1-5 関連計画

本計画は、構成資産の保存管理については、文化財保護法および各構成資産の保存管理計画（保存活用計画）との整合性を、緩衝地帯の管理については、景観法や都市計画法等に基づく関連計画との整合性を考慮した。本計画と各法令・制度との関係については図 1-2 に示すとおりである。

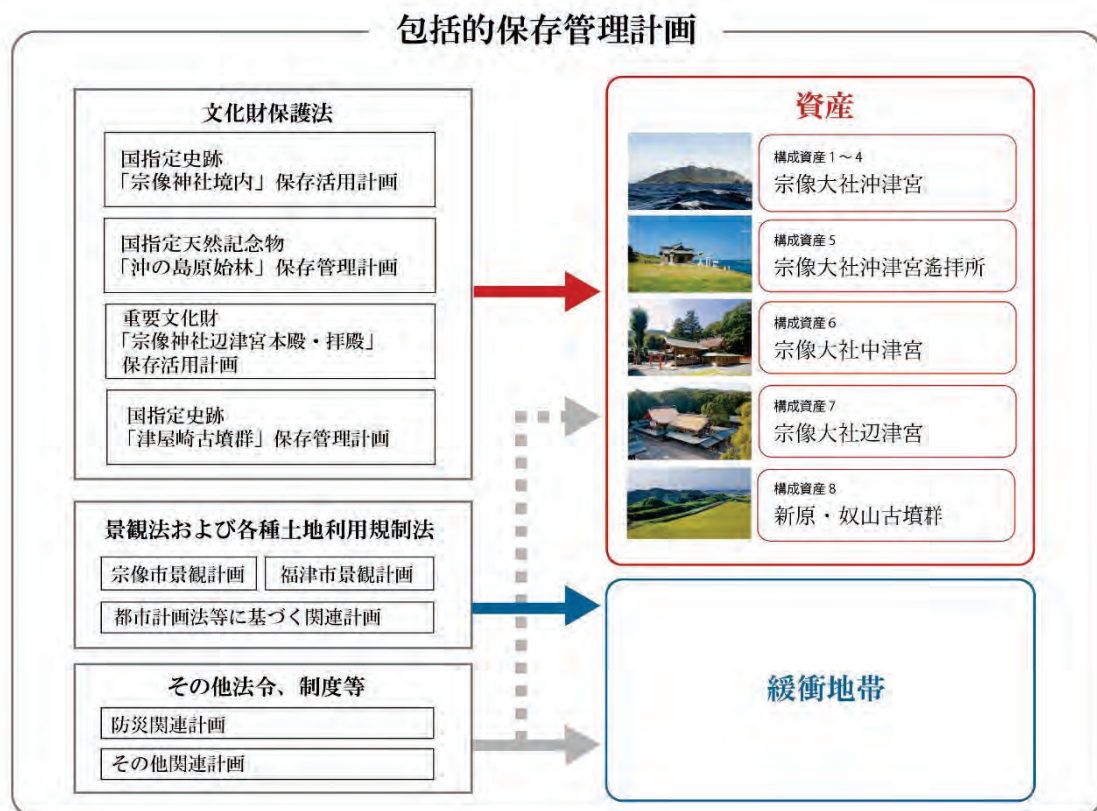


図 1-2 包括的保存管理計画と法令、制度等との関係

1-6 計画の実施と見直し

本計画は、第 7 章「体制の整備、運営」に示す体制のもと実施する。本資産を取り巻く状況の変化に適切に対応し、効果的な資産の保存管理および公開、活用を行うために、計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクルを継続的に行うことが望ましい（作業指針第 111 段）。本計画の実施にあたっては、構成資産および緩衝地帯の保存管理、公開、活用の状況、計画の実施状況を継続的に検討し、経過観察の定期報告書提出に合わせて概ね 6 年毎に本計画を更新する。

表 1-4 包括的保存管理計画の関連計画（1/2）

種別	計画名称	策定主体	策定年
総合計画	福岡県総合計画（第2次）	福岡県	2017年
	宗像市総合計画（第2次）	宗像市	2015年
	福津市まちづくり基本構想	福津市	2019年
都市計画 土地利用 基盤整備	福岡県国土利用計画（第4次）	福岡県	2010年
	福岡県土地利用基本計画	福岡県	2010年
	福岡都市圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針	福岡県	2017年
	宗像市国土利用計画（第2次）	宗像市	2015年
	宗像市都市計画マスタープラン(第2次)	宗像市	2015年
	福津市国土利用計画	福津市	2008年
	福津市都市計画マスタープラン（第2次）	福津市	2018年
景観	宗像市景観まちづくりプラン	宗像市	2014年
	宗像市景観計画	宗像市	2014年
	福津市景観計画	福津市	2014年
環境	福岡県環境総合ビジョン （第4次福岡県環境総合基本計画）	福岡県	2018年
	福岡県生物多様性戦略	福岡県	2013年
	宗像市環境基本計画（第2次）	宗像市	2018年
	福津市環境基本計画（第2次）	福津市	2017年
防災	福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）	福岡県	2020年
	福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）	福岡県	2020年
	福岡県地域防災計画（風水害対策編）	福岡県	2020年
	宗像市国土強靱化地域計画（仮）	宗像市	2020年
	宗像市地域防災計画	宗像市	2019年
	福津市地域防災計画	福津市	2017年

表 1-5 包括的保存管理計画の関連計画（2/2）

種別	計画名称	策定主体	策定年
まちづくり 地域振興	宗像市歴史的風致維持向上計画	宗像市	2018年
	世界遺産のあるまちづくり計画	宗像市	2020年
	福岡県離島振興計画	福岡県	2013年
	宗像市離島振興計画	宗像市	2013年
	福岡県過疎地域自立促進計画	福岡県	2020年
	福岡県農業・農村振興基本計画	福岡県	2012年
	福岡県農林水産振興基本計画	福岡県	2018年
森林	福岡森林計画区地域管理経営計画（第6次）	林野庁	2020年
	福岡地域森林計画	福岡県	2020年
河川	鈎川水系河川整備基本方針	福岡県	2011年
観光	宗像市産業振興計画	宗像市	2016年
	福津市観光基本計画（第2次）	福津市	2020年
資産	国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画	宗像市	2020年
	国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画	宗像市	2020年
	重要文化財「宗像神社辺津宮本殿・拝殿」 保存活用計画	宗像大社	2014年
	国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画	宗像市	2014年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備基本構想	福津市	2008年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備基本計画	福津市	2011年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」保存管理計画	福津市	2014年
	『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本計画』に関する再 検討―新原・奴山古墳群の整備計画―	福津市	2016年

第 2 章

資産の価値と現況

本章では、本資産の顕著な普遍的価値および構成資産と緩衝地帯の概要、保存状況、公開状況について示す。

- 2-1 資産の顕著な普遍的価値
- 2-2 顕著な普遍的価値の属性
- 2-3 世界遺産委員会からの勧告
- 2-4 構成資産の現況
- 2-5 緩衝地帯の範囲と現況

2-1 資産の顕著な普遍的価値

本資産は、世界遺産条約第1条および作業指針第45項に定める「遺跡（site）」に該当する。本計画において守るべき本資産の顕著な普遍的価値⁷および評価基準⁸を以下に示す。なお、本資産の顕著な普遍的価値を表す8つの構成資産の所在地、座標、資産範囲および緩衝地帯の面積は表2-1、図2-1に示すとおりである。

概要（Brief synthesis）

九州北西岸から60kmに位置する沖ノ島は、古代祭祀遺跡の類い稀な記録の宝庫であり、日本列島と朝鮮半島およびアジア大陸の諸国間の交流が活発だった時期の祭祀、すなわち、4世紀に起こり9世紀末まで執り行われた航海安全に関わる古代祭祀のあり方を示す物証である。宗像大社の一部となった沖ノ島は、その後も今日に至るまで神聖な存在とみなされてきた。

沖ノ島全体が、その地形学的な特徴と、豊富な考古学的堆積物を有する祭祀遺跡、そして原位置を保ったままの膨大な数の奉獻品とともに、この島で500年にわたって執り行われた祭祀のあり方を如実に示すものである。原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉獻行為、島にまつわる禁忌、九州および大島から沖ノ島に開けた眺望、これらはみな、その後何世紀もの間に対外交流や信仰の独自性の高まりによって祭祀の慣習や意味が変容したにもかかわらず、沖ノ島への崇拝は島の神聖性を維持してきたことを雄弁に物語っている。

宗像大社は、約60kmに広がる範囲に位置する3つの異なる信仰の場、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本島の辺津宮から構成される神社である。これらは古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である。宗像三女神に対する崇拝の形態は、主に社殿において執り行われる祭祀において今日まで引き継がれ、宗像地域の人々によって守られてきた。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は、「神宿る島」を遠くから拝むための信仰の場として機能している。沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する。

⁷ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、2017年7月9日、ポーランドのクラクフにて行われた第41回ユネスコ世界遺産委員会において、世界遺産一覧表への記載が採択されたが、審議の過程において顕著な普遍的価値などに修正が入った。そのため、本資産の顕著な普遍的価値は、翌年の第42回世界遺産委員会の決議で確定した。

⁸ 世界遺産の評価基準は（i）～（x）までである。本資産は、（ii）「建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの」および（iii）「現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である」に該当する。

評価基準（ii）

「神宿る島」沖ノ島は、航海安全のための祭祀が執り行われた島で捧げられた、多様な来歴をもつ豊富な出土品によって、4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している。奉獻品の配置や祭場構成の変化は祭祀の変遷を証明し、それはまた、アジア大陸、朝鮮半島、日本列島を拠点とする国々がアイデンティティの感覚を発達させた時期に起こり、日本文化の形成に本質的に貢献した活発な交流の過程の性格を反映するものである。

評価基準（iii）

「神宿る島」沖ノ島は、古代から現在まで発展し、継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の類い希な例である。注目すべきことに、沖ノ島に保存されてきた考古学的遺跡はほぼ無傷であり、そこで執り行われた祭祀が4世紀後半から9世紀末にかけての500有余年にどのように変化したかについて時系列的な記録を残すものとなっている。これらの祭祀では、大量の貴重な奉獻品が島の様々な場所に納められており、祭祀の変化を証している。沖ノ島での直接的な奉獻は9世紀に終わったが、島に対する崇拝は、大島や九州本島から沖ノ島へと開かれた眺望によって例示される「遥拝」とともに、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、辺津宮という宗像大社の3つの異なる信仰の場における宗像三女神への崇拝という形で継続した。

完全性

「神宿る島」沖ノ島と他の7つの構成資産は、その顕著な普遍的価値を表現する価値や過程を示すために必要なすべての属性を含んでいる。当資産は、海を越えた交流が活発だった時期に起こり、今なお宗像三女神への崇拝という形で続く、航海安全のために神聖な島を崇拝する伝統について、その証としての諸特徴を完全に表現するものとなっている。祭祀の慣習や意味の変化を経ながらも、沖ノ島の神聖性を保ったまま、こうした伝統の証としての諸特徴は今日まで継承されてきた。資産は良好な状態にあり、洋上インフラやクルーズ船の往来の増加による潜在的な影響を慎重に考慮する必要があるものの、管理放棄もなく適切な管理がなされている。

真実性

沖ノ島に関する数々の考古学的調査と研究は、当資産が顕著な普遍的価値を有していることを如実に裏付けている。加えて、時を経ても変わらぬ祭祀遺跡の位置、その配置、そしていまだに豊富な未発掘の奉獻品は、将来のさらなる研究の可能性と当資産の価値に対する理解を深めていく機会を開いている。既存のしきたりや禁忌により、神聖な場としての島の雰囲気が保たれている。

3つの島について、および日本国内や周辺諸国における航路についての調査研究の継続は、資産の真実性を完全に表現するための裏付けとなろう。

管理と保護の要件

資産は、いくつかの法律、指定および計画の下で、国レベルの法的保護を受けている。今日まで長期間にわたって有効であることが実証されてきた、しきたりや禁忌という形での伝統的な慣習によっても保護が保証されている。

管理システムは、宗像市、福津市、福岡県の代表者を含む包括的な管理団体である保存活用協議会の設立を想定している。同協議会は、資産の各部分と緩衝地帯とを網羅する4つの個別の管理計画を組み込んだ「保存管理計画」を実行するための調整と責任とを負う。遺産影響評価の取り組みを管理システムに統合する仕組みは、その効果を高めるものである。管理業務の十分な調整と実施を確実にするために、資産の各所有者が協議会に参加する必要がある。緩衝地帯の住民および地元企業の代表は保存活用協議会と協調・協力していくものとする。文化庁は特別諮問委員会とともに指導と助言を行う。なお、小規模な修理と日常の保守管理は、世代を経て伝えられてきた方法で地域コミュニティの人々によって行われている。

表 2-1 構成資産の名称、所在地、座標

ID No.	名称	所在地	座標	遺産範囲面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)		
					陸域	海域	
1	沖ノ島	宗像市大島	北緯 34 度 14 秒 42 秒 東経 130 度 6 分 20 秒	68.38		75,068.36	
2	小屋島	宗像市大島	北緯 34 度 13 秒 53 秒 東経 130 度 6 分 42 秒	1.89			
3	御門柱	宗像市大島	北緯 34 度 13 秒 54 秒 東経 130 度 6 分 50 秒	0.15			
4	天狗岩	宗像市大島	北緯 34 度 13 秒 56 秒 東経 130 度 6 分 51 秒	0.19			
5	宗像大社 沖津宮遙拝所	宗像市大島	北緯 33 度 54 分 32 秒 東経 130 度 25 分 41 秒	0.24	717.23		
6	宗像大社中津宮	宗像市大島	北緯 33 度 53 分 50 秒 東経 130 度 25 分 54 秒	1.50			
7	宗像大社辺津宮	宗像市田島	北緯 33 度 49 分 47 秒 東経 130 度 30 分 51 秒	11.27	3,577.89		
8	新原・奴山古墳群	福津市勝浦	北緯 33 度 49 分 03 秒 東経 130 度 29 分 10 秒	15.31			
合計 (ha)				98.93	79,363.48		

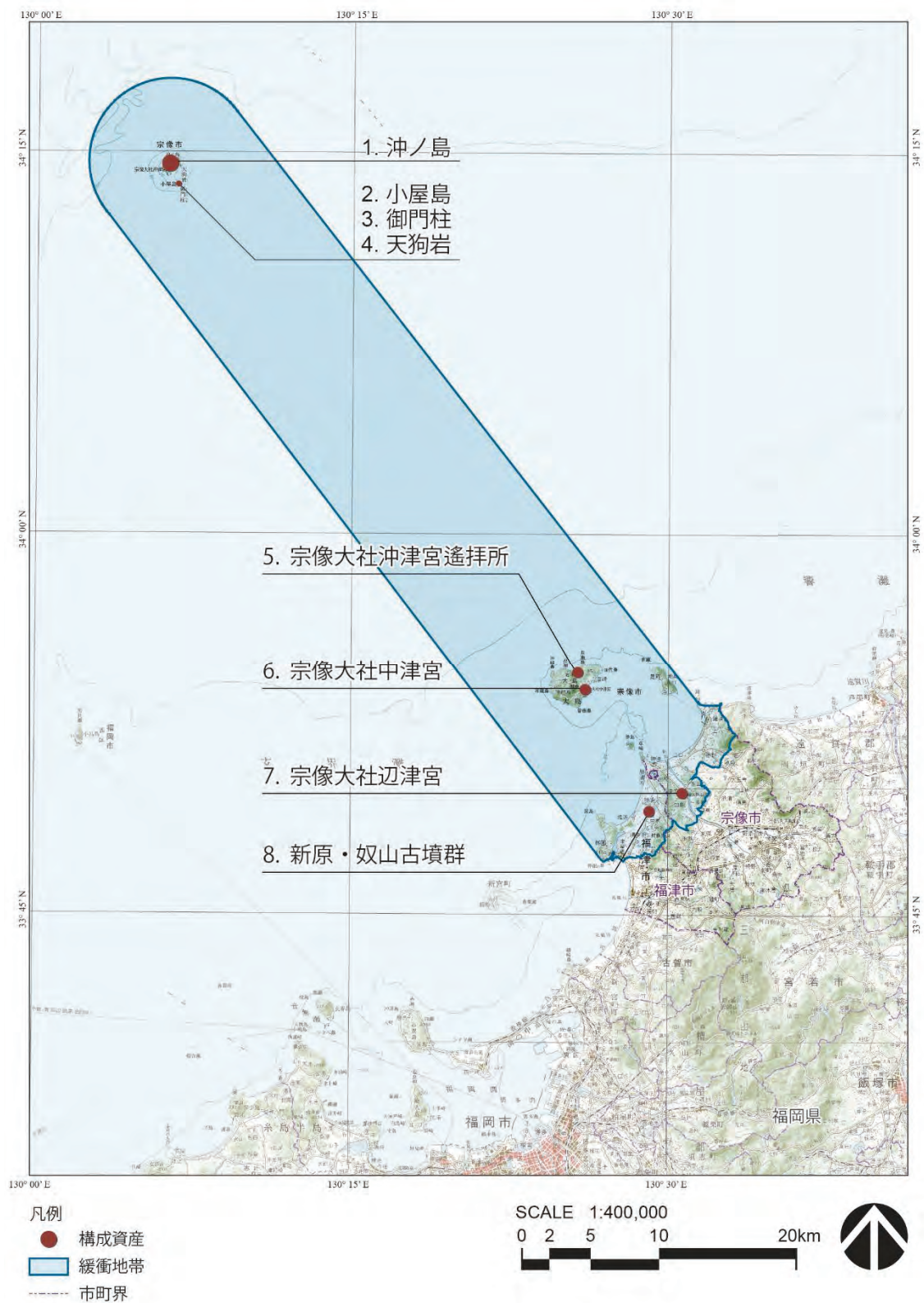


図 2-1 構成資産の位置および緩衝地帯の範囲図

2-2 顕著な普遍的価値の属性

属性（attribute）⁹とは、顕著な普遍的価値が示す特質・特徴のことで、それは有形、無形（祭りや信仰など）を問わない。資産の顕著な普遍的価値を保護するためには、属性を適切に保存管理する必要がある。

本資産については、保存活用協議会が専門家会議等の指導、助言を受けつつ、顕著な普遍的価値の言明から属性を抽出した¹⁰。なお、属性1～2は評価基準（ii）「日本文化の形成に本質的に貢献した、4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している」に、属性1～5は評価基準（iii）「古代から現在まで発展・継承されてきた『神宿る島』を崇拝する文化的伝統の類い希な例」に関係している^{11、12}。

開発等の行為が本資産の顕著な普遍的価値に与える影響の程度を検討する場合、開発等によってどの属性がどの程度影響を受けるか、評価分析する必要がある。したがって、ここに整理した属性は、本資産を保存管理する際の最も重要な指標となるものである。次のページに、本資産の顕著な普遍的価値の各属性について記す。

⁹ 「作業指針」第82節には文化遺産の真実性に係る8つの属性（①形状、意匠 ②材料、材質 ③用途、機能 ④伝統、技能、管理体制 ⑤位置、セッティング（周辺環境） ⑥言語その他の無形遺産 ⑦精神、感性 ⑧その他の内部要素、外部要素）が定義されているが、ここでいう顕著な普遍的価値の属性とは異なる。

¹⁰ 本資産の属性については、イコモス評価書で以下のように説明されている。ただし、この属性は構成資産を沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩に限った段階のものである。そのため、保存活用協議会では残りの構成資産を含めた属性を顕著な普遍的価値から抽出した。

[イコモス評価書での属性の説明]

地形学的特徴を有し、膨大な数の奉獻品と豊かな考古学的な堆積が原位置に遺存する祭祀遺跡が所在する沖ノ島の総体が、この島で行われた500年にもわたる祭祀を如実に反映している。沖ノ島の原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉獻行為および沖ノ島にまつわる禁忌、九州本土および大島からの沖ノ島へ開かれた眺望のすべてが、対外交流と信仰の固有化によってその後何世紀もの間に祭祀や信仰の意味が変容したにもかかわらず、島への崇拝が沖ノ島の神聖性を維持してきたことをともに確実に示している。

¹¹ 評価基準の全文は13ページ参照。

¹² 世界遺産登録の際、全8構成資産での登録を実現するために、評価基準（iii）に「沖ノ島での直接的な奉獻は9世紀に終わったが・・・」以降の文章が加筆修正されて決議された。検討過程で、評価基準（ii）にも宗像大社中津宮や辺津宮の加筆を検討したものの、イコモス評価書では、御嶽山祭祀遺跡や下高宮祭祀遺跡は沖ノ島祭祀遺跡に比類するものではないと評価されていたため、修正が叶わなかった。そのような経緯から、評価基準（ii）の「奉獻品の配置や祭場構成の変化」に宗像大社中津宮や辺津宮へと発展する御嶽山祭祀遺跡や下高宮祭祀遺跡を含めるのは拡大解釈となることから、属性3～5は評価基準（iii）にのみ関係する。

（１）属性１「出土品」

属性１は、主に発掘調査によって発見された、多様な来歴をもつ豊富で貴重な沖ノ島祭祀遺跡からの出土品である。これらは文化財保護法に基づく国宝に指定され、宗像大社神宝館に収蔵・展示されている。

（２）属性２「沖ノ島祭祀遺跡」

属性２は、沖ノ島が信仰の対象となった一因である荘厳さを感じさせる地形的特徴（外観）や豊富な考古学的堆積物を有する沖ノ島祭祀遺跡、その祭祀遺跡に残る原位置を保ったままの膨大な数の奉獻品からなる。これらは文化財保護法に基づく史跡に指定され、厳密に保存管理されている。

（３）属性３「沖ノ島に対する崇拝」

属性３は、沖ノ島を「神宿る島」とする自然崇拝から生まれ、現在まで継承されてきた沖ノ島に対する人々の崇拝である。いまでも島そのものが信仰の対象となっていることを裏付ける原始林や鳥居の役割を果たす岩礁、中世以降の文書に記録された沖ノ島での祭祀、沖ノ島にまつわる禁忌、古代の風景を想起させる九州および大島から沖ノ島に開けた眺望など、有形、無形の要素からなる。これらは文化財保護法や宗像市文化財保護条例、宗像市および福津市景観計画・景観条例によって適切に管理されている。

（４）属性４「遙拝」

属性４は、沖ノ島を崇拝する１つの特徴的な形態である遙拝（遙かかなたから聖なる存在を拝むこと）である。大島や九州本島から沖ノ島へと開かれた「眺望景観」および宗像大社沖津宮遙拝所や沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に築かれた新原・奴山古墳群といった「遙拝に関する場」からなる。これらは文化財保護法や宗像市および福津市景観計画・景観条例によって適切に管理されている。

（５）属性５「宗像三女神への崇拝」

属性５は、沖ノ島を「神宿る島」とする自然崇拝から生まれ、現代まで継承されてきた宗像三女神への崇拝である。古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である宗像大社沖津宮・中津宮・辺津宮や主に社殿で執り行われる宗像三女神への祭祀、宗像地域の人々によって守られてきた宗像三女神への崇拝といった有形・無形の要素からなる。宗像大社の境内は文化財保護法に基づく史跡として厳密に保存管理され、祭祀は宗像大社によって連綿と執り行われている。

表 2-2 評価基準と顕著な普遍的価値の属性

評価基準		属性		要素
(ii) 日本文化の形成に本質的に貢献した4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している	(iii) 古代から現在まで発展・継承されてきた「神宿る島」を崇拝する文化的伝統の類い希な例である	属性①	出土品	多様な来歴をもつ豊富な沖ノ島祭祀遺跡からの出土品
		属性②	沖ノ島祭祀遺跡	沖ノ島の地形的特徴
				豊富な考古学的堆積物を有する沖ノ島祭祀遺跡
				原位置を保ったままの沖ノ島祭祀遺跡に残る膨大な数の奉獻品
属性③		沖ノ島に対する崇拝	沖ノ島の原始林	
			小屋島・御門柱・天狗岩といった沖ノ島に付属する岩礁	
			文書に記録された沖ノ島での祭祀	
			沖ノ島にまつわる禁忌	
			九州および大島から沖ノ島に開けた眺望	
			沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する新原・奴山古墳群	
		属性④	遥拝	九州および大島から沖ノ島に開けた眺望
				「神宿る島」沖ノ島を遠くから拝むための信仰の場である沖津宮遥拝所
				沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群
		属性⑤	宗像三女神への崇拝	古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である宗像大社沖津宮・中津宮・辺津宮
				主に宗像大社の社殿において執り行われる宗像三女神への祭祀
				宗像地域の人々によって守られてきた宗像三女神への崇拝

2-3 世界遺産委員会からの勧告

世界遺産一覧表への記載が採択された際、世界遺産委員会から本資産の保存管理に関して、以下の勧告が付された。

勧告

締約国が以下を考慮するよう勧告する。

- a) 保存活用協議会を設立し、資産の各所有者の代表を含むこと
- b) 他の利害関係者の役割と管理の仕組みを明確にし、資産の管理において彼らが効果的に協力できるようにすること
- c) 海上または陸上での風力発電施設の設置は、「適切に制限する」だけでなく、緩衝地帯を含む資産範囲の全域および構成資産の視覚的完全性に影響を与えうる場合には資産外の区域においても、完全に禁止すると表明すること
- d) 遺産影響評価の取り組みを管理システムに統合する仕組みを設定すること
- e) 顕著な普遍的価値および資産の属性に影響を与える可能性のある事業計画について特定の遺産影響評価を行い、計画の承認と実施に関して最終決定が下される前に世界遺産委員会とICOMOSにその結果を提出すること
- f) 緩衝地帯の南東隅を示す山頂の境界線を確認し、山頂部全体を組み入れること
- g) 無断の来訪およびクルーズ船の増加による潜在的な脅威に十分配慮すること
- h) 日本および周辺諸国における海上交流、航海およびそれに関連する文化的・祭祀的実践についての研究計画を継続・拡大させること

これら勧告のうち、f)については、ICOMOSと日本国の調整により解決済みである。なお各勧告への対応方針等については、以下の章に記載する。

表 2-3 世界遺産委員からの勧告への対応

勧告	進捗状況 2021年10月時点	内 容	章	ページ
a)	対応済み	保存活用協議会の設立	第7章「体制の整備、運営」	p.142
b)	対応中	守り伝える活動プログラムの運営	第7章「体制の整備、運営」	p.147-148
c)	対応中	景観保全範囲の設定	第4章「資産の保存管理」	p.87-88
d)	対応済み	遺産影響評価運用マニュアルの作成	第5章「遺産影響評価」	p.107-115
e)	対応中	遺産影響評価の実施	第5章「遺産影響評価」	p.107-115
f)	解決済み	—	—	—
g)	対応中	監視カメラの設置、陸海境界の明確化	第2章「資産の価値と現況」	p.20-22
h)	対応中	継続的な調査研究の実施	第6章「公開、活用」	p.129-130

2-4 構成資産の現況

【構成資産 1 ～ 4】宗像大社沖津宮

4 世紀から 9 世紀にかけての活発な対外交流の時期に沖ノ島で行われた古代祭祀の遺跡が、禁忌とともに現代まで守り伝えられてきた

宗像大社沖津宮は、九州北部の宗像地域から 60km 離れた沖ノ島およびその付随する岩礁である小屋島、御門柱、天狗岩からなる信仰の場である。沖ノ島は周囲約 4 km、面積約 68.38ha、最高所 243m であり、島そのものが信仰の対象となっている。沖ノ島の南東 1 km にある三つの附属する岩礁である 小屋島（面積約 1.89ha）、御門柱（面積約 0.15 ha）、天狗岩（面積約 0.19 ha）は、個別の構成資産として区別されるが、沖ノ島とは価値の観点で実質的に不可分であり、沖津宮という一つの神社を構成している。沖津宮は宗像大社三宮の一つであり、宗像三女神の一柱である田心姫神がまつられている。

九州北部から朝鮮半島へと向かう海路に位置する沖ノ島は、古代から航海の際の道標であり、またその荘厳さを感じさせる外観から、「神宿る島」として地域の人々の信仰の対象となっていた。4 世紀後半から日本と中国大陸、朝鮮半島の古代王朝との交流が活発化すると、航海の安全と交流の成就を願い、沖ノ島で祭祀が開始された。この祭祀は、宗像氏の協力の下に一地域の祭祀を超える規模や重要性をもって行われた「国家的祭祀」と位置付けられている。沖ノ島祭祀の祭祀形態は四段階に変遷することが明らかになっており、このように明確な古代祭祀の変遷が分かる祭祀遺跡は他にない。さらに、考古学的な調査によって約 8 万点の他に類を見ないほど豊富かつ質の高い奉獻品が出土し、その中には交流によってもたらされたものが含まれる。沖ノ島の祭祀遺跡は良好に保存され、祭祀の変遷だけでなく古代日本の対外交流の本質を示すものである。

古代祭祀の終了後も沖ノ島は「神宿る島」として受け継がれ、17 世紀まで人が常駐することはなかった。古代祭祀が行われた巨岩の間に位置する社殿は、17 世紀半ば以前に建てられた。現在の沖津宮の本殿・拝殿は 1932 年に再建されたものである。

このような沖ノ島信仰は、今日まで続く厳重な禁忌を生み出していく。全裸になり海中で心身を清める「禊」をしなければ島内に入ってはならない、島から一木一草一石たりとも持ち出してはならない、島内で四足の動物を食べてはならない、縁起の悪い言葉は「忌み言葉」として言い換えなければならないなど、これらの禁忌によって、沖ノ島は古代祭祀が行われた時代の姿のまま現在まで守られている。現在は、宗像大社の神職 1 名が 12 日交代で島に常駐し、毎日社殿での神事を行なっている。宗像地域の漁業従事者たちの沖ノ島に対する信仰は篤く、自分たちが沖ノ島を守ってきたという自負を持

ち、献魚などして豊漁や漁の安全などを願っている。

三つの付随する岩礁は沖ノ島に上陸する際の天然の鳥居の役割を果たしており、今も沖ノ島に向かう船は岩礁の間を通り、港へと入っていく。

このように、沖ノ島祭祀遺跡や島の豊かな自然は、厳重な禁忌などの信仰に基づく伝統によってほとんど人の手が加えられることなく維持されてきた。古代から続く「神宿る島」沖ノ島への信仰は、現在に至るまで生き続けている。

保存状況

沖ノ島の最高峰一ノ岳（標高 243m）を中心とした半径 2 km の円に囲まれた範囲は、国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。また、沖ノ島全体は国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されている。沖ノ島とその周辺は、禁忌に基づき人の立ち入りが厳しく制限されている。古代から現在まで信仰が継続することによって、島内の自然環境や考古遺跡は良好な状態で保存されている。

沖ノ島では、22 か所の遺跡が確認され、その内 13 遺跡で 1954 年から 1971 年にかけて 3 次 に及ぶ発掘調査が実施されている。調査後は埋戻しているため、遺構は良好な状態で保存されている。また、約 8 万点の出土遺物は国宝「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」に指定されており、辺津宮境内の宗像大社神宝館で保存管理、展示されている。残る 9 遺跡については、手つかずのまま保存されており、遺構、遺物とともに保存状態は良好である。

沖津宮社殿は湿気の多い谷筋に位置する木造建造物であるため、幾度か建替えが行われている。現在の社殿は 1932 年に再建されたものである。社殿は、屋根の葺替えなど定期的に修理が必要であり、2017 年から 2018 年にかけて本殿・拝殿の修理が行われた。

近代以降には、沖の島漁港、灯台、第二次世界大戦時に設置された軍事施設跡等が建設されたが、沖ノ島祭祀遺跡の範囲はほぼ手つかずのままであり、島全体として保存状況は良好である。

近年では、2015 年に一部崩落した参道の復旧工事を実施し、2019 年には波で崩落した禊場護岸の簡易復旧を行った。

公開状況

沖ノ島は原則非公開であり、宗像大社の神職が 12 日間交代で 1 名常時勤務し、調査や工事など必要不可欠な理由がある者のみ、所有者である宗像大社の許可を得て上陸することができる。その場合も禊など禁忌を遵守する。これら伝統的慣習に基づく入島制限、行為制限によって、祭祀遺跡や社殿に対する人的被害がないよう適切に管理している。

沖ノ島の周辺海域は、宗像大社の信仰を支えてきた周辺漁業従事者の漁場である。彼らは、禁忌事項を厳守の上、沖の島漁港を利用するとともに、沖ノ島の維持管理の役割を担っている。その他の船舶は、悪天候等の緊急避難する場合などに沖の島漁港内に停泊する

ことが可能である。沖ノ島漁港への寄港船の数は宗像大社の神職によって毎日記録されている。しかし、プレジャーボート等により人々が沖ノ島を訪れる可能性があるため、沖ノ島へ不当に立ち入らないように禁止事項を記した看板や防犯カメラの設置、宗像市による月1回程度のモニタリングなどにより、防犯体制の強化に努めている。また、無断での侵入を法的にも禁じるため、沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩における宗像大社の所有権を明確にする観点から、沖ノ島および周辺岩礁の土地を海岸線で登記した。

沖ノ島祭祀遺跡から発掘調査により出土した8万点の国宝は、宗像大社神宝館に収蔵・展示されている。また、宗像市が運営する世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」では、一般人の渡島が禁じられている沖ノ島の価値を伝えるために、大型映像や3Dシアターで祭祀遺跡および信仰の場としての沖ノ島を解説するとともに、本資産全体の世界遺産としての顕著な普遍的価値について展示解説している。

また、保存活用協議会は、参加者が世界遺産の顕著な普遍的価値を理解した上で、海上から沖ノ島を遠望する船による観光プログラムの造成など、地域に貢献し持続可能な公開活用手法を新たにしている。

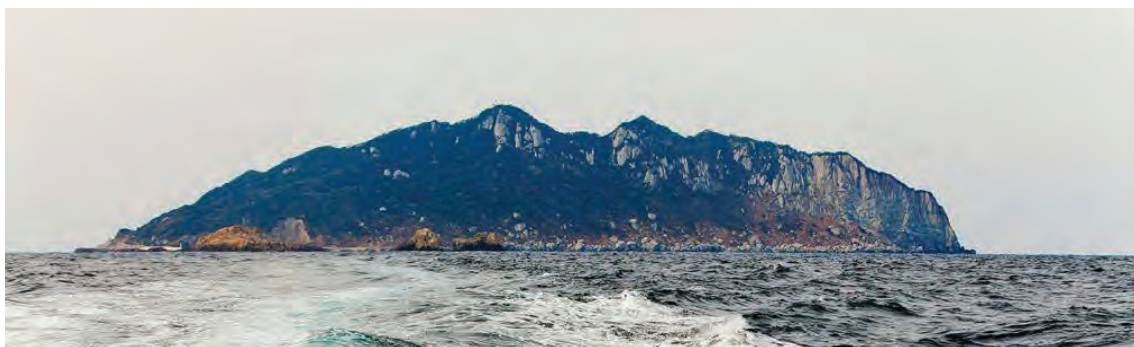


写真 2-1 宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）



図 2-2 資産範囲と祭祀遺跡（宗像大社沖津宮）

【構成資産 5】宗像大社沖津宮遙拝所

宗像大社沖津宮遙拝所は、沖ノ島を遥か遠くに拝む生きた伝統を伝える物証である。

沖津宮遙拝所は、沖ノ島から約 48km 離れた大島（周囲 16.5 km、面積 7.45 km²）にある信仰の場である。厳重な禁忌によって通常渡島できない沖ノ島を遠くから拝むために、宗像大社の一部として設けられた。資産範囲内には「寛延三年」（1750 年）と刻まれた「澳嶋拝所」の石碑があり、少なくとも 18 世紀中頃までには大島の北側の海辺に沖津宮遙拝所が存在したことを示す。

沖津宮遙拝所は、島そのものがご神体とされる沖ノ島に直接渡ることなく参拝することができる場である。晴れて空気の澄みきった日には、ここから水平線上に沖ノ島を望むことができる。

保存状況

沖津宮遙拝所の資産範囲全体は、国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。沖ノ島を遙拝する位置および地形、さらに沖ノ島への眺望といった周辺環境の保全状況は良好であり、現在も信仰の場としての機能が継続している。沖津宮遙拝所の社殿は、海からの風が吹き付ける高台に位置する木造建造物のため、台風などの自然災害によって幾度かの建替えが行われている。現在の社殿は 1933 年に再建されたものであり、1974 年に屋根銅板の葺替えをするなど定期的な修理を実施している。近年では、2014 年の台風により社殿の一部が破損し、2015 年に屋根の葺替えや損傷した壁を修理した。

公開状況

沖津宮遙拝所は、宗像大社によって境内が常時公開されている。現在、沖津宮遙拝所は、中津宮の神職によって管理されているが、常駐ではないため、地域住民、警察などと連携、協力して定期的な巡回、点検を行っている。宗像大社沖津宮を除く宗像大社の境内（沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮）では、参拝者の為に整備された参道があり、観光目的で訪れる来訪者も同じ来訪動線を利用している。これにより資産範囲内の神域、祭祀遺跡や非公開区域については来訪者が立ち入らないように管理されている。神社境内は信仰の場であることからサインによる価値の解説は必要最低限に留めている。

宗像大社沖津宮を除く全ての構成資産では、現地に登録銘板・解説板が設置され、ボランティアガイドによる解説を利用することができる。また、国内外からの来訪者向けに多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）のウェブサイトを整備し、構成資産へのアクセス検索、構成資産内の観光ルート誘導、構成資産の音声ガイド付き解説が利用できる。

なお、沖津宮遙拝所の世界遺産としての価値については、大島交流館をガイダンス施設として展示解説を行っている。



写真 2-2 宗像大社沖津宮遙拝所

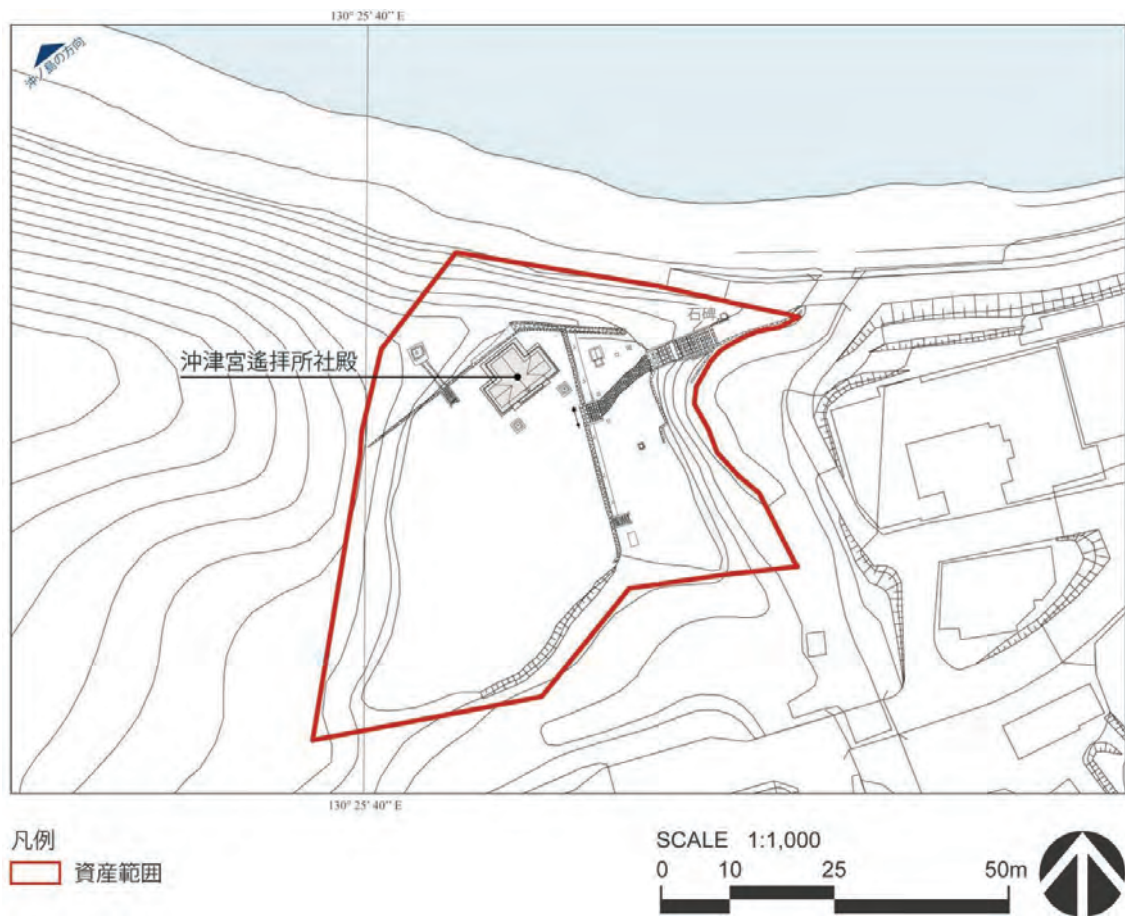


図 2-3 資産範囲および施設配置図（宗像大社沖津宮遙拝所）

【構成資産 6】宗像大社中津宮

沖ノ島祭祀から展開した 7 世紀から 9 世紀の古代祭祀遺跡を源流とし、大島で湍津姫神をまつる宗像大社三宮の一つである。

中津宮は、沖ノ島から約 48km 離れた大島にある。宗像大社を構成する三宮の一つであり、宗像三女神のうち湍津姫神がまつられ、信仰されている。

大島最高峰の御嶽山（標高 224m）山頂に御嶽山祭祀遺跡があり、御嶽山の麓に中津宮本殿・拝殿が建つ。これらは御嶽山を登る参道で結ばれ、一体のものとして中津宮を形成する。「中津宮」とは本殿・拝殿だけでなく、御嶽山祭祀遺跡と参道を含む境内全体を指す。

御嶽山山頂からは、北西方向に沖ノ島、南東方向に辺津宮を望むことができ、沖ノ島（沖津宮）と辺津宮を結ぶ直線上に御嶽山祭祀遺跡が位置していることがわかる。御嶽山祭祀遺跡では、7 世紀後半から 9 世紀末頃にかけて露天祭祀が行われ、沖ノ島の露天祭祀遺跡と共通した奉獻品が出土している。その後の時代に、御嶽山の麓には社殿が建てられ、山頂の祭祀遺跡の地には摂社として御嶽神社がまつられるようになり、御嶽神社と本殿・拝殿とが並存する現況のような境内が形成された。現在の中津宮本殿は、17 世紀前半の再建とされている。

中津宮は、現在の神事においても沖津宮と深い関係を持ち続けている。中世の神事を復興したみあれ祭では、祭りに先立って三女神の長姉である沖津宮の田心姫神が沖ノ島から一旦、中津宮に迎えらる。そして当日、ここから湍津姫神とともに本土の末妹、市杵島姫神が待つ辺津宮へ向けて出港する。

保存状況

中津宮の資産範囲全体は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。御嶽山祭祀遺跡に埋蔵されている地下遺構とともに、社叢林、御嶽山山頂と山麓を結ぶ参道、境内の配置構成が良好な状態で保存されており、古代から現在まで信仰の場としての機能が継続している。また、御嶽山山頂から沖ノ島および九州本土への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

御嶽山山頂には、中津宮の摂社である御嶽神社と御嶽山祭祀遺跡が位置し、山麓の社殿とともに一体的な信仰の場を形成している。御嶽山祭祀遺跡については、御嶽神社の本殿、拝殿が造営された際に一部削平されているが、全体として遺構、遺物とともに遺跡の保存状況は良好である。また、御嶽山祭祀遺跡の発掘調査を実施しているが、一部範囲でのトレンチ調査であり、調査後も埋め戻しているため、遺構、遺物は良好な状態で保存されている。なお、出土遺物は宗像大社神宝館で保存管理、公開展示されている。

御嶽山山麓には、宗像大社中津宮の本殿・拝殿をはじめ、末社、神門、社務所などの建

造物が位置し、時代毎に境内整備が行われてきたが、境内全体の配置構成は良好に保存されている。

公開状況

中津宮は、宗像大社によって境内が常時公開されている。御嶽山山頂への参道、御嶽山山頂に位置する御嶽神社は常時公開されているが、御嶽山祭祀遺跡は非公開であり、立ち入りが禁止されている。

中津宮境内は、御嶽山山麓の社務所に常駐する宗像大社の神職によって管理され、御嶽山山頂の御嶽山祭祀遺跡は、宗像大社が地域住民、警察などと連携、協力して定期的な巡回、点検を行っている。

なお、来訪者の理解促進や景観への配慮から、宗像市が2018年に御嶽山展望台を改修した。また、中津宮の世界遺産としての価値については、宗像市が運営する大島交流館をガイダンス施設として展示解説を行っている。



写真 2-3 宗像大社中津宮

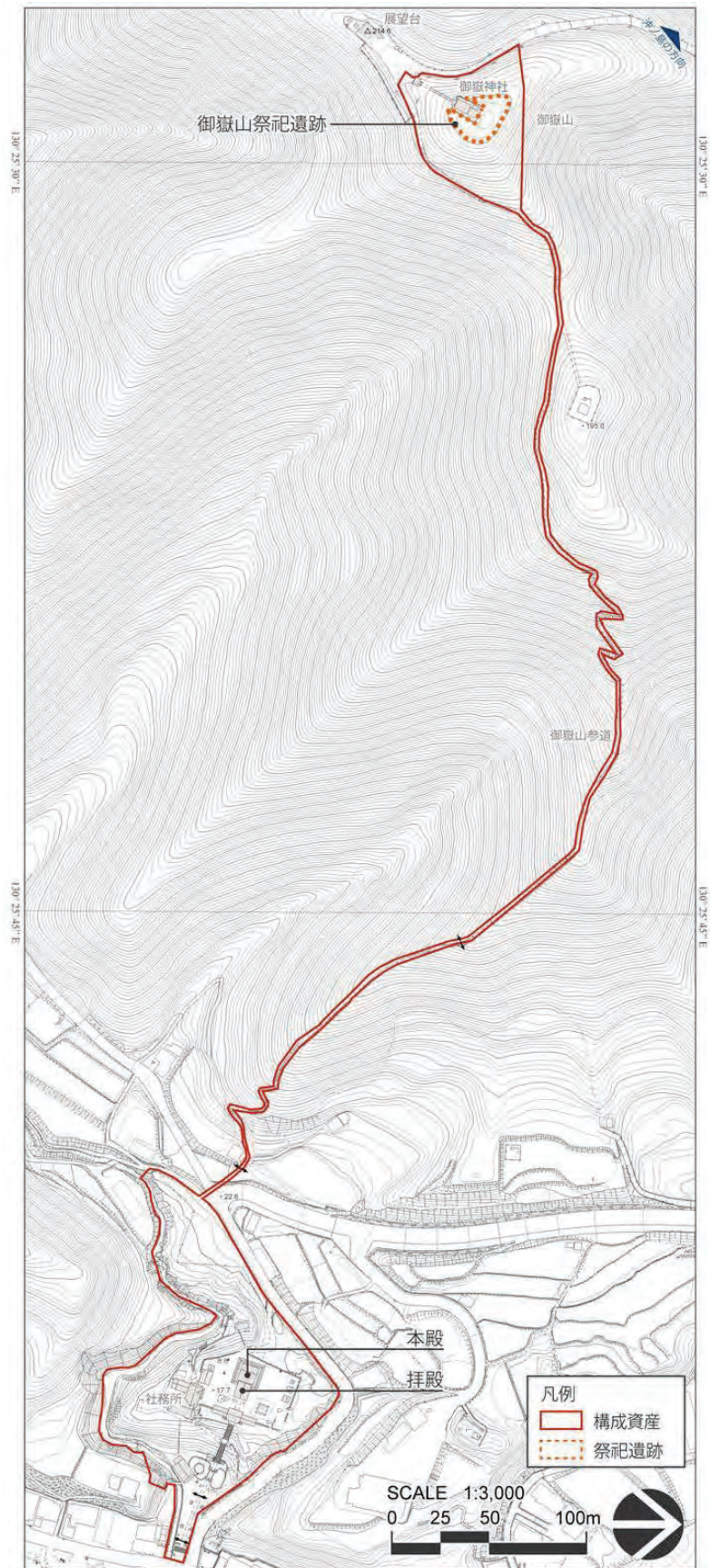


図 2-4 資産範囲および施設
配置図（宗像大社中津宮）

【構成資産 7】宗像大社辺津宮

沖ノ島祭祀から展開した 7 世紀から 9 世紀の古代祭祀遺跡を源流とし、九州本土で市杵島姫神をまつる宗像大社三宮の一つである。

辺津宮は、かつて入り海であった釣川沿いにある。宗像大社を構成する三宮の一つであり、宗像三女神のうち市杵島姫神がまつられ信仰されており、現在の宗像大社の神事を中心となっている。

釣川を見下ろす宗像山の中腹に古代祭祀の跡である下高宮祭祀遺跡があり、その麓に社殿群が建ち並ぶ。「辺津宮」とは、本殿・拝殿だけでなく下高宮祭祀遺跡を含む境内全体を指す。この境内で最も高所の宗像山の頂上からは、大島、沖ノ島を望むことができたという。現在は宗像大社の神域として立ち入りが禁止されている。下高宮祭祀遺跡からは、沖ノ島露天祭祀遺跡や御嶽山祭祀遺跡から出土した奉獻品と共通する土器や滑石製品が数多く見つかっており、辺津宮の社殿成立以前において、ここが祭祀の中心的な場であったことを物語る。下高宮祭祀遺跡の一部は高宮祭場として現在も神事が行われている。

辺津宮においても、沖津宮、中津宮と同様に露天祭祀遺跡から社殿の形成という変遷が見られる。辺津宮社殿は遅くとも 12 世紀には存在していたことが記録により分かっている。現在の辺津宮本殿は、1557 年の焼失後、1578 年に最後の大宮司宗像氏貞が再建したものであり、拝殿は 1590 年に小早川隆景によって再建されたものである。

辺津宮境内には、かつて第一宮と呼ばれた辺津宮本殿のほかに、第二宮、第三宮といった社殿があり、沖津宮の田心姫神や中津宮の湍津姫神もまつられている。

保存状況

辺津宮の資産範囲全体は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。下高宮祭祀遺跡に埋蔵されている地下遺構とともに、辺津宮本殿・拝殿などの歴史的建造物や境内の配置構成の保存状況は良好であり、古代から現在まで信仰の場としての機能が継続している。また、旧入り海の釣川流域や、海への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

下高宮祭祀遺跡は、これまで発掘調査は実施されておらず、遺構、遺物ともに手つかずのまま保存されている。祭祀遺跡の一部範囲は高宮祭場が整備されており、信仰の場としての機能が継続している。また、宗像山山頂は上高宮として神聖視され、禁足地として管理されており、社叢林とともに良好に保存されている。

宗像山山麓の境内には、辺津宮の本殿、拝殿をはじめ、摂社、末社、第二宮、第三宮、儀式殿など、宗像大社の信仰に関わる施設が数多く存在するが、本殿・拝殿を核とする境内配置の保存状況は良好であり、信仰の場としての機能が継続している。近年では、重要文化財に指定されている辺津宮、本殿・拝殿について 2013 年から 2014 年に屋根の葺替

え、塗装修理、防災施設の改修を実施し、2019年には第二宮、第三宮の修復を行った。現在、斎館の建替工事¹³を行っており、2020年から2022年にかけて摂末社の修復を行う計画である。

公開状況

辺津宮は、宗像大社により公開され、神門は毎日6時～17時まで開いている。辺津宮は、本資産の構成資産の中で最も多くの来訪者が訪れている。

境内には宗像大社の神職が常駐し、定期的な巡回、点検が行われている。また、警備会社による警備の他、警察、地域住民等と連携、協力して防犯・防災に務めている。

沖ノ島祭祀遺跡の出土品をはじめとする宗像大社の信仰に関わる考古学的・歴史的な資料は、宗像大社神宝館で公開展示されている。また世界遺産としての辺津宮の価値については、宗像市が運営する世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」で展示解説を行っている。



写真 2-4 宗像大社辺津宮

¹³ 斎館とは、神事を行う際の潔斎の場として 1971 年に建てられた建物である。建築後約50年が経過し老朽化が目立つこと等から宗像大社による建替え工事が計画された。今回の建替え工事については、文化財保護法に基づく現状変更の許可申請に係る手続きの中で、宗像市の諮問機関やイコモス国内委員会委員を含む国の文化審議会文化財分科会の審査を経て、地下遺構および景観に配慮されたものであることから許可された。なお、各構成資産における文化財保護法に基づく現状変更の許可申請に係る検討手法は、本資産における遺産影響評価の手法と同一であることから、遺産影響評価書は作成していない。

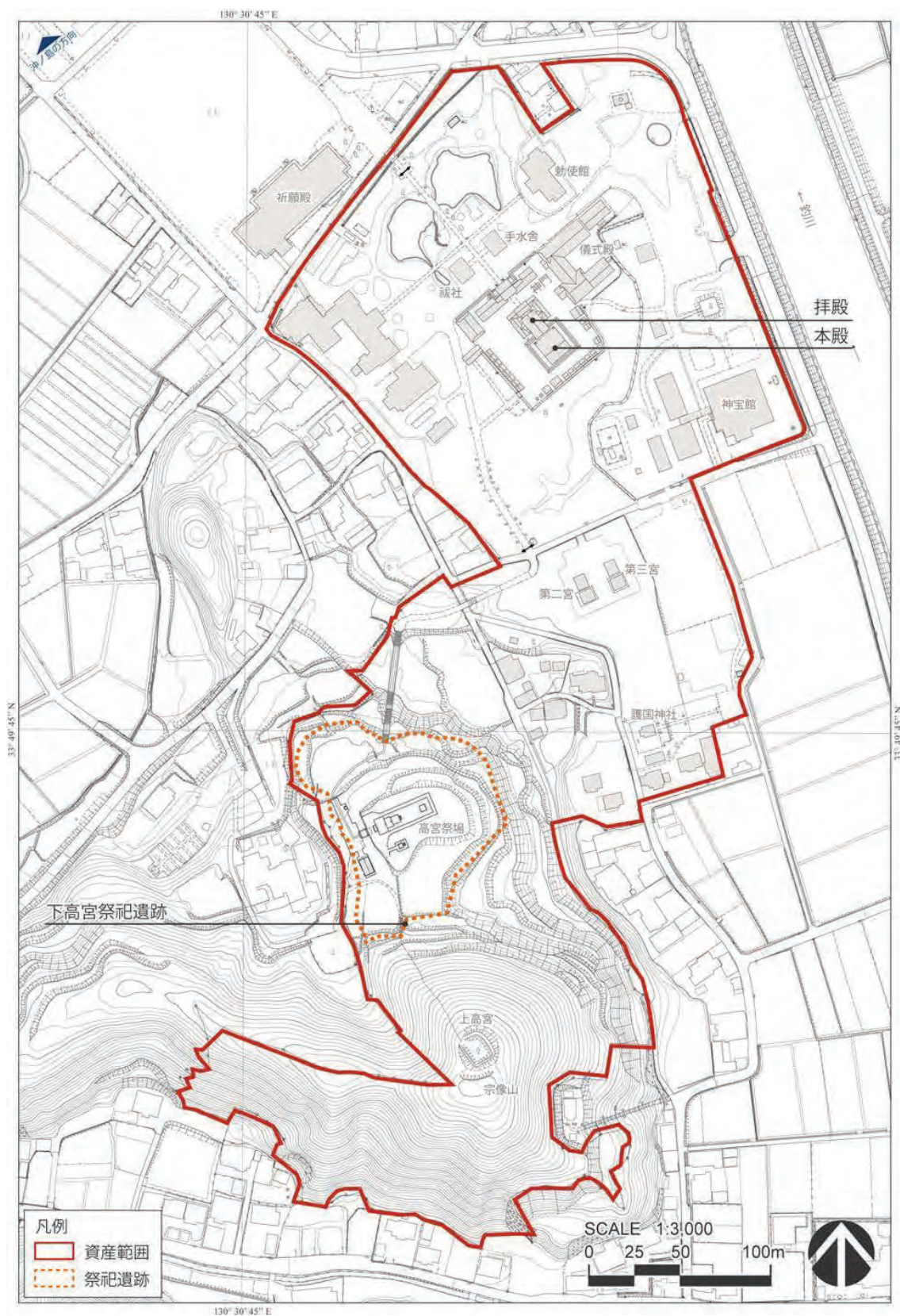


図 2-5 資産範囲および施設配置図（宗像大社辺津宮）

【構成資産 8】新原・奴山古墳群

沖ノ島祭祀を執り行い、沖ノ島への信仰の伝統を継承した宗像氏の墳墓群である。

新原・奴山古墳群は、沖ノ島へと続く旧入り海を見渡す台地上に位置する。前方後円墳 5 基、円墳 35 基、方墳 1 基の計 41 基で構成されている。大型の前方後円墳（22 号墳）と中型の前方後円墳（1 号墳）、中型の円墳（20、25 号墳）は、沖ノ島で岩陰祭祀が始まった 5 世紀に築かれた古墳である。中型の前方後円墳（12、24、30 号墳）は 6 世紀前半に築かれた。台地の縁辺部に築かれた小型の円墳群は 6 世紀後半のものである。

沖ノ島祭祀は、古代国家が深く関与しているため、一地域の祭祀の枠を超えた「国家的祭祀」と位置付けられている。ただし、それは宗像地域の人々の信仰を基礎とするものであり、祭祀を営むにはその海域を支配した宗像氏の協力が不可欠であった。

沖ノ島祭祀が開始される 4 世紀後半には、釣川中流域にそれまでの古墳とは一線を画す規模である全長 64m の前方後円墳である東郷高塚古墳が造られる。5 世紀前半には墓域が福津市北部の海岸部へと移動し、旧入り海の東側の海を望む台地上に、7 世紀中頃までに全長 70～100m 程度の前方後円墳を含む古墳が連綿と築かれていく。

これらの古墳の中でも、新原・奴山古墳群は、旧入り海に面し本土から沖ノ島へと続く海を望む一つの台地上に、5 世紀から 6 世紀という比較的長期にわたって 41 基の大小さまざまな墳墓が一体的に築かれている。これらの古墳は宗像氏の首長や有力者の墓だとみて疑いなく、ほとんどの墳丘は良好な保存状態である。

保存状況

新原・奴山古墳群は、資産範囲全体が国指定史跡「津屋崎古墳群」の一部に指定されており、41 基の古墳の地下・地上遺構は立地する台地とともに良好に保存されている。また、旧入り海の田園風景や海への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

周囲は近世以降農地として利用されてきたため、墳裾部が削平を受けるなど、墳丘形態が一部改変されている。また、1970 年代から 1980 年にかけて、大規模な大型農業施設や資産範囲を横断する国道の整備によって、部分的に古墳が削平され改変を受けた。しかし、現在は国の史跡に指定されており、墳丘が人為的に削平されることはない。大型農業施設の撤去については、福津市が関係者と協議を進めている。

近年では、集中豪雨により被害が生じている。2013 年に 25 号墳、2018 年に 13 号墳と 30 号墳の墳丘の一部が崩落したため、福津市による修復作業が進められている（25 号墳、13 号墳は修復完了）。今後も土砂崩落の発生が懸念されるため、崩落防止のための保護措置等を検討している。

公開状況

新原・奴山古墳群の遺跡東側については、福津市により整備が行われており、常時公開されている。見学ルートが設定され、遺跡の保護上問題のある場所や一部の私有地については立ち入らないように誘導している。

世界遺産としての新原・奴山古墳群の価値の解説については、現地に展望所が設けられ、新原・奴山古墳群の来訪の拠点となっている。また、スマートフォンアプリを利用することで、築造当時の墳丘のCGのAR（拡張現実）や解説を見ることができる。また、福津市が運営するカメラアステージ歴史資料館をガイダンス施設として、展示解説を行っている。



写真 2-5 新原・奴山古墳群



図 2-6 資産範囲および施設配置図（新原・奴山古墳群）

2-5 緩衝地帯の範囲と現況

(1) 資産の周辺環境

本資産は沖ノ島、大島、九州本土の3つのエリアに構成資産が展開している。大島の御嶽山山頂からは沖ノ島とその反対方向に九州本土を見渡すことができ、宗像大社の三宮は相互に視認できる位置にある。新原・奴山古墳群は、大島や沖ノ島へ続く海を望む台地上にあり、墳墓と海を望む立地や周囲の景観が一体となっている。特に、顕著な普遍的価値の属性にも位置付けられている沖ノ島への「遥拝」に代表される信仰の景観を保全するためには、資産と周辺環境が一体となった九州および大島から沖ノ島へと開けた眺望を確実に保全する必要がある。また、釣川沿いに位置する辺津宮や新原・奴山古墳群の周囲の田園景観は沖ノ島へと続くかつての入り海をしのばせる（図2-7）。この景観は、資産と海との関係を裏付ける意味で重要である。

資産の周辺環境は、大きな開発を受けることなく、玄界灘の島嶼部および海岸部の豊かな自然環境や田園景観が良好に保全されている。また、資産周辺の海岸沿いや島嶼部には多くの漁村があり、宗像三女神への崇拝を担ってきた住民が多く居住している。また、現在も沖ノ島周辺の海域は良好な漁場として利用されている。こうした資産と地域住民の生活との調和も周辺環境を保全する上で重要である。



図 2-7 上空からみた資産および周辺環境

(2) 緩衝地帯の範囲

資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐため、以下3点を基本的な考え方とし、個々の構成資産から視認可能となる周囲の海域、丘陵、河川などの自然地形、行政区界の範囲を考慮しつつ、全ての構成資産を包括する79,363.48haの範囲が緩衝地帯に設定されている。

- ① 構成資産間および海への眺望を保全すること
- ② 資産と一体となった自然地形、海域、土地利用などの周辺環境を保全すること
- ③ 資産と密接に関連する遺跡や歴史的、文化的要素が分布する範囲を含むこと

緩衝地帯の範囲は、御嶽山山頂から沖ノ島および九州本土側を眺望した際に、構成資産と一体となった海域、海岸、丘陵地を含む範囲とする。海域範囲は、沖ノ島と御嶽山山頂を結ぶ軸線を基軸とする。陸域は九州本土側の北端を鐘崎付近の地点、南端を渡半島付近の地点を範囲とし、海岸線からの第一稜線を基準に設定する。なお、各境界線は、容易に認知できるように、丘陵、河川、海岸線等の地形、市街地、道路などの土地利用形態の境界、行政区界、各種法令等による境界を用いている（表2-4、図2-8）。

表2-4 緩衝地帯の境界線

区間 (図2-8参照)	境界線	基本的な考え方
a-b	沖ノ島の中心から半径6kmの円弧	沖ノ島—御嶽山祭祀遺跡間を基軸とする鐘崎—渡半島間の海域。
b-c	鐘崎の先端と円弧をつないだ線	
c-d	海岸線（鐘崎海岸）	御嶽山山頂から構成資産（新原・奴山古墳群、辺津宮）を眺望できる視認範囲。
d-e	山稜線	
e-f	谷線	
f-g	河川（諸見川・樽見川）	
g-h	山裾	
h-i	道路	
i-j	山稜線	
j-k	河川	
k-l	山稜線	
l-m	山稜線	
m-n	行政区界	構成資産（新原・奴山古墳群）からの視認範囲。
n-o	道路	
o-p	海岸線	
p-a	渡半島の先端と円弧をつないだ線	沖ノ島—御嶽山祭祀遺跡間を基軸とする鐘崎—渡半島間の海域。

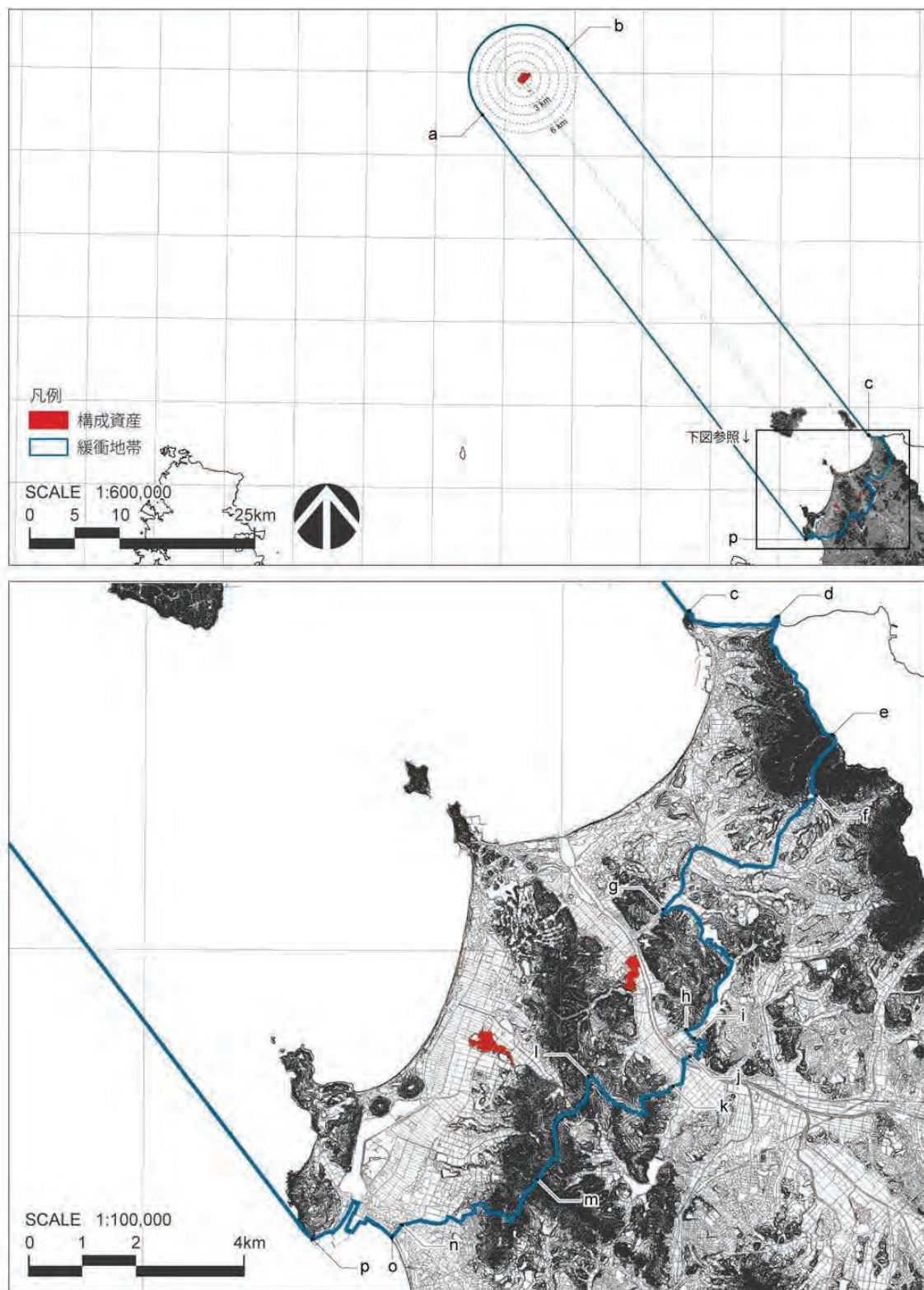


図 2-8 緩衝地帯の範囲

(3) 緩衝地帯の現況

本資産の緩衝地帯は、構成資産を取り囲む海域および陸域の広範に及ぶため、地域住民の生活や交通アクセスなどの要因で地域によって特性が異なる。そのため、地域特性をふまえて緩衝地帯を区分し、その現況を整理した。

表 2-5 緩衝地帯の現況 (1/2)

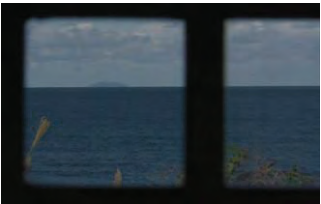
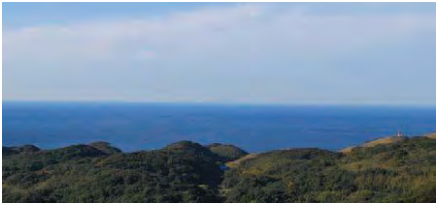
地区	特性
A. 沖ノ島周辺 (沖ノ島漁港及び周辺 6 km の海域)	・沖ノ島漁港は緊急時の避難港として利用されている。 ・沖ノ島の周辺海域は、周辺漁村の漁場として利用されている。
	 沖ノ島周辺
B. 沖ノ島－大島間 (海域)	・漁船等船舶が通行する。
	  沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望 御嶽山山頂から沖ノ島への眺望
C. 大島 (大島全島)	・人口 588 人 (2021 年 1 月現在) ・沖津宮遙拝所や御嶽山山頂から、沖ノ島や九州本土を一望できる。 ・住民の大部分は漁業従事者であり、旅館や民宿、マリンレジャー等の観光産業従事者もいる。
	 神湊－大島間渡船航路からの眺望
D. 大島－九州本土間 (海域、地島、勝島)	・大島と九州本土を結ぶフェリーが運行し漁船等が通行する。 ・みあれ祭 (10/1) では、筑前七浦の漁船団による海上神幸が行われる。
	 御嶽山山頂から九州本土への眺望

表 2-6 緩衝地帯の現況 (2/2)

地区	特性
E. 辺津宮周辺 (九州本土)	・人口 2,704 人 (2021 年 1 月現在)。 ・旧入海の釣川流域は農業を営む住民が生活する田園地帯となっている。
	 下高宮祭祀遺跡から釣川流域への眺望
F. 新原・奴山古墳群 周辺 (九州本土)	・人口 7,354 人 (2021 年 1 月現在)。 ・新原・奴山古墳群南側の展望所から、大島と海を一望できる。 ・旧入海の勝浦潟は農業を営む住民が生活する田園地帯となっている。
	 展望所から新原・奴山古墳群への眺望

(4) 各地区の景観構造

A. 沖ノ島周辺

沖ノ島は、玄界灘に浮かぶ周囲 4 km、最高所 243 m の島である。海底地形の情報から、沖ノ島は水深約 90 m の平坦地からそそり立つ海底火山（南北 6 km、東西 3 km、高さ約 320 m）の一部と想定されている。北東－南西方面に 3 つの峯（一ノ岳、二ノ岳、白岳）を有する尾根が延び、その北側は深い谷が多く、南側は急崖下がわずかな傾斜面である。沖ノ島の地質は、黒色頁岩砂岩互層（下部層）、緑色凝灰角礫岩層（中部層）、灰白色溶結凝灰岩層（上部層）からなる対州層群相当層である。沖ノ島の南側中腹に位置する祭祀遺跡は、灰白色溶結凝灰岩の転石が谷部に集積した場所の 1 つに存在する。このような母岩の上には岩そのものの風化や自然林および鳥散布によってできた腐植土が堆積し、タブノキを主体とした原生林が発達している。禁忌によって一木一草一石をも持ち出されることのなかった沖ノ島には、現在も手つかずのままの自然が残されており、周囲の海域は宗像地域の漁場としての役割を担っている。沖ノ島の南側に設けられた沖の島漁港はこの海域で漁業を行っている漁船の避難港としても利用されている。

また、沖ノ島の南に位置する 3 つの岩礁（小屋島・御門柱・天狗岩）は宗像大社沖津宮の鳥居の役割を果たしている。

B. 沖ノ島ー大島間

空気が澄んだ日には大島最高峰の御嶽山山頂（標高 224m）や大島北岸に設けられた沖津宮遙拝所などから沖ノ島を遠望することができる。人工物のない大海原が広がり、漁船等の船舶が航行する様子を確認できる。

C. 大島

大島は周囲 16.5 km、面積 7.45 km²で東西に長い瓢箪型を呈する。島の大部分は丘陵で小高い山が連なる起伏に富んだ地形を有する。平地は一部の海岸や谷筋に限られており、地形のまとまりに応じて土地利用が明瞭に異なっている。主な集落は島の南東側に位置するが、北岸、西岸や谷筋にも小集落が形成されている。主要産業は漁業だが、谷沿いの小規模な平地に水田、海岸段丘や山の斜面に畑や果樹園が形成されている。

宗像大社中津宮の境内は、御嶽山山頂の御嶽山祭祀遺跡および御嶽神社、島の南側山麓にある本殿・拝殿およびそれらを結ぶ尾根伝いの参道からなる。宗像大社中津宮の周囲はシイなどの照葉樹の社叢が形成されている。御嶽山山頂には展望台が設けられ、北西に沖ノ島、南に九州本土を見渡すことができる重要な視点場となっている。また、大島北岸に位置する沖津宮遙拝所は、沖ノ島の方角に軸線を揃えて社殿が配されており、空気が澄んだ日には沖ノ島を直視することができる。沖津宮遙拝所がある岩瀬海岸は礫浜が続き、小河川である沖津谷川が海に注いでいる。冬季には北西からの季節風が強く、海岸性の低木であるハマヒサカキ群落をはじめ、海岸風衝草原・低木林が崖地一体を覆っている。



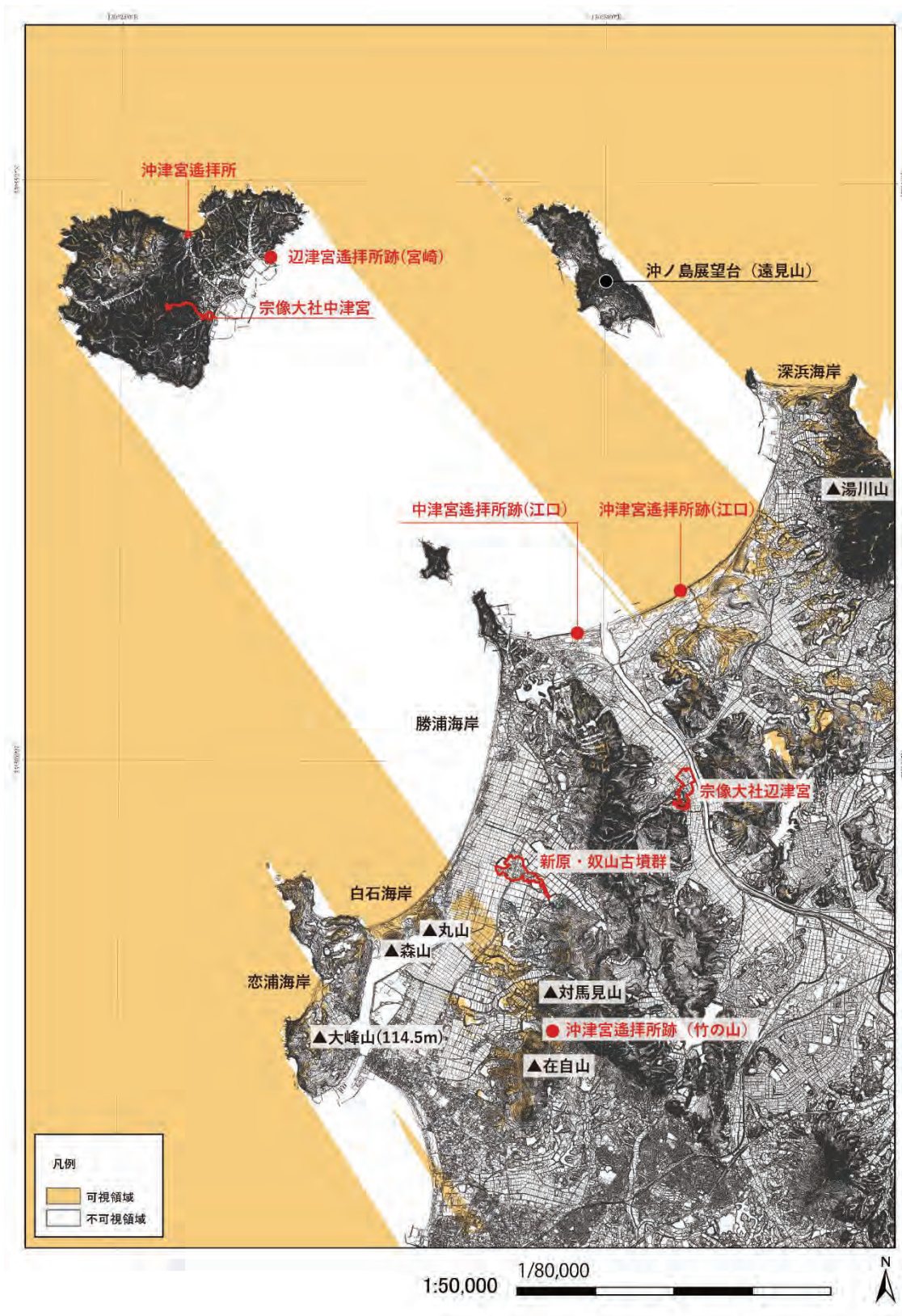


図 2-10 GIS による沖ノ島（最高所）の可視領域

D. 大島－九州本土間

大島港と神湊港を結ぶフェリー路線があり、海上航行中に海に点在する島々、漁船などの玄界灘のパノラマ景観を体感できる。両港の距離は約7kmで、航路から集落の町並みの様子や山々の重なり、色彩の違いなどが明確に認識できるのは港から1km程の範囲である。港から沖へ向かうと、集落は水平線の下に消えてゆき、背後にそびえる山や島のシルエットのみが見える。

E. 辺津宮周辺

釣川沿いの旧入り海に面して宗像大社辺津宮が位置する。境内周辺の深田や牟田尻一体に入り海や潟が広がっていたと想定され、辺津宮周辺は砂丘であったと考えられている。辺津宮の境内は、この砂丘および背後の丘陵（宗像山）からなる。宗像山を含む付近の丘陵上には4世紀から7世紀にかけて古墳群が築造された。また宗像山中腹の古代祭祀遺跡である下高宮祭祀遺跡からは、かつて入り海であった釣川流域の田園地帯や沖ノ島へ続く玄界灘を望むことができる。辺津宮の境内には、鎌倉時代には社殿・堂塔等が建ち並んでいたと考えられる。戦国時代、宗像大宮司家の居館は辺津宮が所在する田島にあり、辺津宮を囲む丘陵地には館を守る山城が整備されていた。近世以降には釣川へ通じる辺津宮の旧参道として、辺津宮－鎮国寺を結ぶ道に町並みが展開した。大正期には釣川沿いの圃場整備が進み、昭和10年に現在の県道69号の拡張整備が行われた。県道69号はみあれ祭の陸上神幸ルートとなっている。

F. 新原・奴山古墳群周辺

新原・奴山古墳群は、旧入り海に面する東西800mの台地上に5世紀から6世紀にかけて造られた宗像氏の古墳群である。新原・奴山古墳群の周囲は、名児山、桂岳、大石山、対馬見山、在自山などの山地から海へと傾斜が続く地形であり、山地と砂州に挟まれた低地には勝浦潟と呼ばれた入り海が南北5km以上にわたって広がっていた。17世紀には福岡藩によって海岸線に防風林、砂防林として松原が植林され、17世紀後半以降新田開発が進み、入り海から現在の田園地帯へと変貌した。古墳群近くの丘陵上の展望所からは、古墳群とともに大島や沖ノ島へと続く玄界灘、入り海の痕跡を示す広大な田園を一望できる。



写真 2-6 宗像大社辺津宮周辺に広がる旧入り海の農地と背後の丘陵

(5) 景観特性

信仰とともに守られてきた自然

沖ノ島や宗像三女神に対する信仰は、玄界灘をはじめ沖ノ島や大島などの島々、九州本土の岬と砂浜を結ぶ弧状の海岸線や山々、玄界灘へ注ぐ釣川など、陸域から海域におよぶ自然環境の中で育まれてきた。玄界灘に浮かぶ沖ノ島では、航海の安全を願う自然に対する畏敬の念から古代祭祀がはじまり、その後、沖ノ島（沖津宮）－大島（中津宮）－九州本土（辺津宮）へと信仰の場が広がって、海によって結ばれる広大な環境の中で宗像大社三宮が成立した。島や山、鎮守の森といった自然の地形や植生が、信仰とともに大切に守られている。

沖ノ島や海への眺望

北部九州と朝鮮半島を結ぶ玄界灘は古来大陸との交流の舞台だった。玄界灘に浮かぶ沖ノ島は朝鮮半島へ向かう航海上の重要な目印であり、大島の御嶽山は沖ノ島をはじめとした島々や九州本土を一望できるなど、玄界灘を行き交う船を見渡せる重要な位置にあった。こうした地勢のもと、朝鮮半島への航路の守り神として、沖ノ島、大島、九州本土に宗像三女神が祀られた。

地理的条件や禁忌によって、沖ノ島へは立ち入ることができないため、沖ノ島の島影を遙か遠くから拝む「遙拝」という伝統が生まれた。大島の沖津宮遙拝所のみならず、かつては沖津宮、中津宮、辺津宮への遙拝所がいくつも設けられるなど、遙拝の対象となる島や山を眺望できる地点は、信仰上特別な意味をもっていた。



図 2-11 宗像・福津の遙拝所

大島、さらには沖ノ島へと続く海への眺望は、沖ノ島や宗像三女神に対する信仰を象徴する景観であり、玄界灘の島々、九州本土の海岸線や山並みと一体となって、良好な状態で保たれている。

海とのつながりを感じる旧入り海の景観

九州本土に広がっていた勝浦潟と現在の釣川の2つの入り海は、砂丘や砂州によって外海と隔てられ、古代より交通の拠点（港）として機能していた。入り海を望む丘陵には古代豪族宗像氏の古墳群が築かれた。また、宗像大社辺津宮の近くを流れる釣川もかつては入り海で、内陸部と海岸部を結ぶポイントであった。中世には舟が遡上して神事が執り行われるなど、辺津宮と海との密接な関係が窺われる。

こうした入り海は、人々の暮らしの営みの中で姿を変えた。江戸時代の塩田や新田開発に伴う干拓によって田園となり、山裾に築かれた溜池が旧入り海であった農地を潤している。また入り海を囲む砂州や丘陵には、農業、漁業を営む集落が点在するなど、入り海と人々の暮らしや生業との密接なつながりを物語っている。

勝浦潟と釣川流域では、かつての入り海の痕跡を留める田園や干潟の景観が広がっており、古墳群や神社、田園と農村などの人々の暮らしの営みが相まって、宗像地域独特の景観を形作っている。

信仰を支え続ける人々の暮らしの景観

沖ノ島や宗像三女神への信仰は、宗像地域の人々によって受け継がれている。上記のように旧入り海であった釣川流域や勝浦潟の平野部では農業が盛んであり、山裾に農村集落が点在している。海岸部には漁業を生業とする「宗像七浦」と総称される漁村が点在しており、周辺海域は良好な漁場として利用されている。宗像地域の各所には祭礼行事や信仰の場が存在し、みあれ祭に代表される宗像大社の神事をはじめ、それぞれの集落でも産土神でもある宗像大社の摂社・末社の祭礼が行われるなど、様々な祭礼行事が色濃く継承されている。

宗像地域には人々の海や陸の生業、祭礼行事など日常の暮らしの景観が今も息づいている。

